平成２０年度　１０月号　綾瀬あかしあ園　足立区綾瀬7-2-5　Tel03-5682-7272　２００８年9月２５日発行

Ayase River Times

あいのわ福祉会

＜ 園 長 よ り ＞

肢体不自由児者を対象とする当法人にとって、利用者に対する「医療的ケア」をするのかしないのか、するなら誰がするのか誰が責任を負うのかという問題は、大きな課題である。せっかちな私は着任以来、このことがはっきりせず、すっきりしない。他の人はどう思っているのだろうと何時も考えてしまう。

一般的に、「医療的ケア」とは、医師や看護師の指導支援体制のもと、本人あるいは本人に代わって家族･介護者などが生活支援の為に行う行為、たとえば、痰の吸引、経管栄養、導尿、呼吸管理などのことをいう。もちろん同じ行為でも急性期の治療でないものである。

残念ながら、現在でも法律的にいうと、毎日の内服薬の与薬、軟膏を塗ること、点眼、発作時の座薬の挿入なども、「医療的ケア」とされているのが現状である。一言で言ってしまえば、これらの行為は医療職以外は、してはいけないことになっているのである。少し前までは、看護師も病院以外の医師不在の場で呼吸管理や経管栄養などの医療行為を業としてすることはなかった。

近年、在宅看護というものが行なわれるようになり、病院以外の医師不在の場で看護師や家族がそれらの行為を単独で行うようになった。また、一部の自治体の特別支援学校では、それらを生活行為と解釈し、教員や看護師が行ったり、保護者と訪問看護事業者との契約の上、学校で訪問看護を受けるという形をとり学校で「医療的ケア」を行っている。

母子分離や療育的意義の尊重、法の解釈による運用である。

一方、当園のような「医療的ケア」を必要とする利用者が通う福祉施設においては、全国的に統一された法の解釈･運用は、ゼロに等しい。現状は、看護師ではなく支援員が、服薬の介助や点眼、軟膏の塗布、看護師不在時の発作の座薬の挿入などをしなければならない場面が少なくない。入所施設では尚更である。支援員たちは、事情を知っていても健気にやってくれている。必要にせまられ、法の裏づけもなく迷いながら実施しているという現状が、何年も続いている。福祉は、「良い人」でないとできないのである。合法的かつ一番良い解決は、どこの施設にも理解ある医師と看護師が存在することであるが、これはかなり難しい。やはり法の整備が望まれるが、事故時の責任問題と医療業務の職域の問題が大きい。専門職としての介護職の地位確立も合わせて、すっきりしたい。

自立生活が基本であるケアハウスに住む高齢の母は、ケアワーカーにお願いして血圧の薬を管理してもらっている。最近、薬を受け取ると盗まれては大変と大切にしまい込み、飲み忘れ、おまけに飲み忘れたことも忘れる。そのくせ血圧は、正常範囲を維持している。

さて、服薬管理に注文をつけていいものか、飲まなくてもいいものか。　　（太田　記）

＜ 事 務 室 よ り ＞

先日長男が足首の手術をしました。部活で痛め進学してからも続けたいと言うので夏休みを利用して入院しました。手術事態は簡単で入院も８日程度でしたが、絶食･麻酔･車椅子･松葉杖とどれも初めての経験でした。特に６人部屋での絶食は、同室の人の食べる音が拷問のようだったと(^_^;)また隣に外人さんが入院して来た夜、突然仕切りのカーテンを「ガーッ!!」と開けられニコニコしながら話し掛けてきたそうです…もちろん英語で。。。３０分が経過しもう我慢できず看護師さんを呼び…それが２度続き…そして外人さんは別室に運ばれてしまったそうです(~_~;)とっても苦い初体験になりました。。。

新学期から松葉杖で通学しもうすぐ１ヶ月。教室は４階エレベーターなし…何不自由なく暮らしていた生活から一転し、世の中のあちこちの不便さをとても感じたようです。もうすぐギブスも外れますが外れた後も不便に思った時のことを忘れないで欲しいと、ここに勤める母としてはそう願う今日この頃です。

さて、宿泊訓練も４階と３階が終わり、最後は２階の皆さんですね！宿泊にはご一緒したことのない事務員の私ですが利用者さんから「一緒に行こうよ～」と声を掛けてもらうと嬉しいです♪でも･･･会計ぐらいしかお役に立てません(._.;)こんな私でも連れて行ってくれますかぁ～(>_<)　　（高原　記）

＜ 保 健 室 よ り ＞

10 月も間近いこの時期、朝夕めっきり涼しくなりましたが、こうした季節の変わり目には風邪をひきやすいものです。しかし、鼻水･くしゃみが止まらなくて風邪だと思っていたら、《秋花

粉症》だったということもありますので注意しましょう。秋の原因となるのは「ブタクサ」「ヨモギ」「カナムグラ」などの空き地や河川敷に群生している草です。もっとも秋花粉症の原因となる植物は背の低い雑草なので飛散数は少なく、飛ぶ距離や期間も短いのが特徴です。そのためこれらの草が生い茂っている場所に近づかないようにすれば対策にはそれほど神経質になる必要はないです。発症しても春花粉症に比べれば症状が軽いことが多いようですが、可能性のある方は外出時には服装等注意して接触を防ぐようにしましょう。

＜ ２ Ｆ にこにこグ ル ー プ よ り ＞

後3ヶ月で今年も終わりになりますね。なんか早い気がします。

さて、今日9月２５日はにこにこグループの宿泊！！八景島へ行きます。皆とても楽しみにしていました。ホテルでのご飯や八景島でのイルカショーがとても気になっているのですが、残念ながら私は行けないので、皆のお土産話を心待ちにしています。宿泊が終わると、小外出が待っているので体調を崩さず元気に行きましょう！！　＜土井　記＞

＜ ３ Ｆ ゆいま～るグ ル ー プ よ り ＞

猛暑からようやく開放された今日この頃･･･。朝、晩の気温の差が激しいこの季節に、秋の匂いを感じるようになりました。

さて、9月といえば宿泊行事が真盛りですね。4階に続き、ゆいま～るでも雨にも負けず１８、１９日の２日間で千葉県にある龍宮城ホテル三日月へ行って来ました！！

お腹も心も満喫した後、お台場での楽しいショッピングでは、みんな瞳を輝かせていました。さらに、元3階支援員だった和泉さんも宿泊行事に参加して下さり、嬉しい再会もできました。

そして、１０月には小外出も控えているゆいま～るですが、どんな外出になるのかは、乞うご期待ください㈫　＜松山　記＞

＜ ４ Ｆ グ ル ー プ よ り ＞

「暑い暑い」と言う言葉も少なくなりました。もう少しで気候が和らぎ、今度は「寒い寒い」と言葉も衣替えですね。さて、４Ｆの宿泊行事もおかげさまで無事に終わり、今は楽しかった思い出話で余韻に浸っています。そんな中で早くも来年の宿泊の話がちらほらあがっており、気持ちの移り変わりも早い人たちもいます。宿泊行事にご協力いただいたボランティアの皆様、本当にありがとうございました！　＜宮崎　記＞

今月のボランティアさん

☆ボランティアの皆様、
いつもありがとうございます☆

さて、今月のボランティアさんは何人？

８月２１日～９月１９日まで…　　延べ２２人！！！

綾瀬あかしあ園では、日常的な活動をお手伝いいただけるボランティアを常時募集しております。詳細については地域ボランティア担当阿部･星野･中山宛にお電話ください。　（ 地域ボランティア担当一同　記 ）

☆ １０ 月 の 予 定 ☆

７日　クラブ
１５日　安全指導日　地震火災避難訓練
２８日　移動美容車　レインボー

＜ 編 集 後 記 ＞

１０月といえばもう秋になりますね。秋といえばスポーツの秋！と今年度は男性支援員の中から計７名で、２７日に行なわれるタートルマラソンへ参加することにしました。

上の理由は後からつけたもので実際は「出るならみんなで出よう」と半ば強引に話を広げていったのが本当です。喫煙者の私にとって１０ｋｍのマラソンは正直とても辛く・・夏に禁煙を失敗しているのですが、これを機にまた少しずつ減らしていこう・・・と甘い考えで禁煙を失敗し続けている私です。　（二宮　記）